

枚 方 市 教 育 委 員 会  
協 議 会 資 料

案 件

- 1 枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱の一部改正について

○開催日 令和2年（2020年）10月23日  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室







# 枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱の一部改正 について

学校教育部 教育支援推進室

## 1. 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による就学援助の受給者への経済的影響に鑑み、枚方市就学援助受給者への特別給付金及び昼食費補助を支給することに加えて、校外活動費補助を支給するため、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする枚方市就学援助受給者への特別給付金等事業実施要綱を一部改正するものです。

## 2. 内容

本来、校外活動に係る交通費、及び見学料については、宿泊を伴うものであれば就学援助費で支

給していますが、宿泊を伴わないものであれば別途、支給しておりません。

この度、枚方市内の公立小中学校において、新型コロナウイルス感染症の影響で、キャンプなどの宿泊を伴う校外活動は中止となりました。

これに伴い、就学援助認定世帯の小学生、及び中学生に対して、日帰りで実施した校外活動に係る交通費、及び見学料を、特別給付金として支給するものです。

### **3. 執行予定額**

11,594千円（令和2年度就学援助校外活動費 当初予算ベース）

※予算については特別給付金の現計予算で執行予定。

### **4. 施行日**

現在、コンプライアンス推進課と調整中。決裁終了後、施行予定。

### **5. 適用日**

枚方市就学援助受給者への特別給付金及び昼食費補助の支給に合わせて、令和2年4月1日予定。